

# 社会保険加入促進計画(平成28年10月改定)

平成28年10月20日  
(一社)住宅生産団体連合会

## 1. 基本的な方針

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という）の加入促進の実効性を確保するためには、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

社会保険への加入は、法令により義務づけられている、また、加入することは技能労働者の処遇改善となり、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保につながるものである。

従って、(一社)住宅生産団体連合会(以下「住団連」という)は、元請企業としての責務を果たすべく、住団連の会員団体に取り組むべき対策および住団連会員団体の会員企業(以下「会員企業」という)が実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

なお、第1回(平成24年)、第2回(平成27年)社会保険加入状況調査を実施した結果は、別紙のとおりであった。

今後も引き続き社会保険への加入調査を実施し、活動計画を随時見直してゆく。

## 2. 取り組みの内容

### (1) 目標期間

平成28年度末までを目標とするが、29年度以降も継続する。

### (2) 住団連の会員団体に取り組むべき対策

#### ①会員団体から会員企業への周知徹底

- ・社会保険加入の必要性・重要性の周知を図るとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を周知徹底する。

#### ②法定福利費等の確保

- ・会員企業に対して、受注契約における法定福利費の確保ならびに下請企業への社会保険加入指導を要請するとともに、下請契約における見積りからの法定福利費の適正確保を周知徹底する。

### ③ 重層下請構造の改善

- ・ 会員企業に、適切な下請企業の選定および重層下請構造とならない配慮を要請する。

## (3) 会員企業が実施すべき対策

### ① 保険加入状況の確認及び指導

- ・ 下請企業に対して、社会保険への加入の周知・啓発を図る。  
(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知・啓発を含む。)
- ・ 下請企業との契約時において、社会保険の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して社会保険への加入を指導する。
- ・ 現場における新規入場者の社会保険の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して社会保険への加入を指導する。

### ② 法定福利費等の確保

- ・ 受注契約は、適正な法定福利費を含むものとする。
- ・ 下請企業に対して、下請契約の見積時から適正な法定福利費の計上を行うことを指導する。

### ③ 重層下請構造の改善

- ・ 適切な下請企業の選定を行い、重層下請構造とならないように努めなければならない。

### ④ 保険未加入企業への発注停止等の徹底

- ・ 平成29年度以降、社会保険への加入指導を繰り返し充分に行ったにも拘わらず、加入しない下請企業に対しては、発注を停止する等の厳しい対応をしなければならぬ。

以上